

福祉関係事務事業の取扱い (その 3) について

福祉関係事務事業の取扱い (その 3) について提出する。

平成 1 6 年 9 月 2 0 日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会 長 岩 槻 健

| 協定項目 | 3 - (12) | 各種事務事業の取扱い 福祉関係事務事業の取扱い |
|--|------------|----------------------------|
| <p>1 . 障害者福祉に関すること (1) 障害者福祉計画は、合併後、新町において速やかに策定する。 (2) 障害者福祉金支給事業は、香住町の例をもとに合併時に再編する。 (3) 重度心身障害者 (児) 介護手当支給事業は、村岡町の例をもとに合併時に再編し、手当の支給額は美方町の例により月額 1 5 , 0 0 0 円とする。 (4) 特殊学校等児童生徒就学奨励費支給事業は、合併時に廃止する。 ただし、当該事業を実施している村岡町に限り、経過措置として合併の日の前日における支給対象者については、合併後 3 年間は継続実施する。</p> <p>2 . 高齢者福祉に関すること (1) 老人保健福祉計画は、合併後、新町において速やかに策定する。 (2) 老人クラブ活動補助金等は、合併時に再編する。 (3) 老人福祉大会及び敬老会事業は、合併後に調整する。 (4) 長寿祝金等支給事業は、合併時に再編する。 (5) 金婚夫婦祝福事業は、合併時に再編する。 (6) 在宅老人介護手当支給事業は、村岡町の例をもとに合併時に再編し、手当の支給額は美方町の例により月額 1 5 , 0 0 0 円とする。 ただし、次期老人保健福祉計画策定に合わせて検討する。</p> <p>3 . 母子等福祉金事業は、合併時に廃止する。 ただし、当該事業を実施している美方町、村岡町に限り、経過措置として合併後 1 年間は美方町の例をもとに継続実施する。</p> <p>4 . 介護予防事業は、合併時に再編する。 5 . 結婚媒酌人報償金支給事業は、合併時に廃止する。 6 . 戦没者追悼式 (平和祈念式) は、合併後に再編する。 7 . 社会福祉協議会への委託事業については、合併時に調整する。</p> | | |

平成 年 月 日確認・継続協議